

スポーツ

スポーツ推進課
(市民総合体育館内)
☎462-2000 Fax469-2286
受付：午前9時～午後5時15分
(休館日と土・日曜日以外の祝日除く)
※電話はおかけまちがいのないようにご注意ください。

市民競技大会結果

- 「グラウンドゴルフ」
●優勝：豊田公子
●準優勝：木下靖子
●3位：宮内 昭
- 「サッカー」
●優勝：FC Dorado FC
●準優勝：ロングサウス
●3位：KSCクルルス

市民総合体育館・健康増進センターをご利用ください!

問合先 健康増進センター
(☎469-1000 Fax469-6666 http://www.izumisano-c.jp/kenko/)

利用者	プール	トレーニング	ランニング
一般 (高校生以上)	1回 600円 (月極 6,000円)	1回 400円 (月極 4,000円) ※小学生以下利用不可	1回 200円 ※小学生以下利用不可
高齢者 (60歳以上の市内在住者)	1回 300円 (月極 3,000円)		
3歳～中学生			

障害者手帳を持っている人は無料

※5月2日(土)～6日(木)は健康増進センタープールは、施設点検のため使用できません。(トレーニング室は使用可。7日(木)は全館休館)

2015 NHGレクリエーション フェスティバル

GW最後の思い出は NHG体育館で
友達・家族・一人でも、多くの人に参加していただき、楽しい時間を過ごしましょう。
日時・内容 5月6日(休)
①午前10時～午後1時：
ポッチャ、卓球、フリースロー
②午後1時～4時：
大会コンテスト(申込制)

申込・問合先 ②は所定の申込書に記入し、北部市民交流センター体育分館(NHG) ☎464・8745へ
※参加無料、参加賞あり、①は申込不要

人権の広場

5月1日～7日は

憲法週間

5月3日の「憲法記念日」は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に、現在の「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められました。

憲法とは、国が何を大切にしたいか、どんな国をつくっていくのかを国の内外に向けて示したもので、わたしたちが生きていくうえでの基礎になるものです。

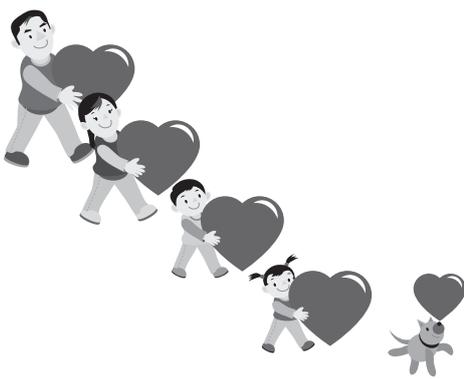
現在の憲法は、「平和主義」「基本的人権の尊重」「主権在民」を基本理念にしており、わたしたち一人ひとりのためのもので、憲法第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。すべての人が人間として自由に幸福に生きていくために憲

法があるのです。

子どもへの虐待をはじめ、人権侵害事件が連日、報道されています。本来、憲法により守られるはずの「いのち・人権」が簡単に踏みじられていきます。私たちは、いまいちど憲法の精神にたちもどる必要があります。

私たちの暮らしに深くかわっている憲法について、この機会に考えてみましょう。

問合先 人権推進課



男女共同参画ひろめ隊

レインボーパートナーズ
月1ラジオ体操会
あなたも地域で

「認知症サポーター」デビュー
(健康マイレージ対象)

認知症を理解し、認知症の人を見守る「認知症サポーター」の養成講座をします。受講者には、認知症を支援する「目印」としてブレスレット(オレンジリング)をつけていただきます。この「オレンジリング」が連係の「印」になるようなまちをめざします。



日時 6月1日(月)
午前10時～正午
場所 北部市民交流センター本館
定員 20人(先着順)
講師 泉佐野市キャラバンメイト
申込・問合先 人権推進課
※参加無料、服装は体操のできるもので

